

湯前町情報発信強化事業業務委託仕様書

1 業務名

湯前町情報発信強化事業業務

2 目的

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）

4 委託上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 業務内容

（1）SNS運用業務

Facebook、Instagram等を活用し、町の観光情報やイベント情報などのリアルタイムな町内の情報発信など、各媒体の特性に応じた情報発信を行う。

- ・毎月5本以上の写真または動画の投稿
- ・企画の立案、投稿の作成
- ・投稿に必要な情報収集や調査
- ・取材先の調整や、写真・動画撮影（写真、動画については担当者から提供できる場合もあり）
- ・投稿のアップロード
- ・その他配信全般に係る調整

（2）インフルエンサー招聘業務

国内ターゲット層に合致した影響力を持つインフルエンサーを招聘し、以下の業務を行う。

- ・選定およびキャスティング
- ・町の観光資源と親和性が高く、国内ターゲット層に対し高い反応（エンゲージメント）を持つインフルエンサーを、年間延べ3名以上選定し、事前に本町の承認を得ること。
- ・取材、ツアーの企画運営
- ・インフルエンサーによる町内巡遊取材に係る行程（モデルコース）の策定、連絡調整、アテンド。

- ・ 情報発信の実施
- ・ インフルエンサー自身の SNS アカウントにおいて、写真または動画を用いた質の高い投稿（フィード、リール、ストーリーズ等）を実施させること。
- ・ 検索性を高めるためのハッシュタグ設定や位置情報の付加を徹底すること。
- ・ インフルエンサーが自身の SNS に投稿した内容について、本町による二次利用は行わず、公式 SNS でのリポストやウェブサイト等への埋め込みによる紹介（共有）に限定した上で、インフルエンサー側の投稿削除等の有無に関わらず、本町側がその紹介内容を無償かつ無期限に掲載継続できるような権利の調整を行うこと。
- ・ 取得した素材は（１）の SNS 運用業務の投稿素材としても活用し、効率的な運用を図ること。
- ・ コンプライアンスの遵守
- ・ ステルスマーケティング防止のため、関係性の明示（「PR」「広告」等の表記）を徹底させること。

（３） 効果検証および報告

- ・ 事業効果を把握できる成果指標（リーチ数、エンゲージメント数、保存数等）を設定し、反応や効果を分析・検証すること。
- ・ 分析結果に基づき、令和 9 年度以降にさらに効果的な情報発信が可能となるよう、改善策等を整理して本町に報告すること。
- ・ 実施状況を毎月報告し、各業務の取組内容を可能な限り数値化すること。なお、目標値については候補者選定後、本町と協議の上で決定する。

6 成果物

業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。なお、データ様式および数量については本町と協議の上で決定する。

- ・ 完了届
- ・ 本業務で作成・公開した動画および画像データ（元データを含む）
- ・ 実績報告書（SNS 運用実績およびインフルエンサー投稿実績の集計・分析結果）
- ・ その他、本町が必要と認めるもの

7 特記事項

- （１） 本業務履行過程で生じた納入成果物（インフルエンサーによる投稿素材のうち二次利用を承諾させたものを含む）に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は本町に帰属し、本町が独占的に使用するものとする。

- (2) 業務の実施にあたっては、本町と緊密に連携を取り、必要に応じて随時協議を行うものとする。

6 成果物

業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。また、データ様式、数量については本町と協議の上決定するものとする。

- ・完了届
- ・本業務のために撮影した写真、動画
- ・その他、本町が必要と認めるもの

7 特記事項

- (1) 本業務履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は本町に帰属し、本町が独占的に使用するものとする。
- (2) 受託業者は、本契約に関して本町が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 受託事業者は撮影、投稿の際に個人情報の取り扱いに十分に配慮し、そのために必要な措置を講ずること。
- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、主管課が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (5) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受託業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は係る紛争等の事実を知ったときは、受託業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (6) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は受託業者が負担する。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本町の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な取組みについては、主管課及び受託業者が協議し実施すること。

- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主管課と受託業者は常に密接な連絡を取り、疑義が生じた場合は、主管課及び受託業者が協議し解決する。
- (3) 業務スケジュール（工程表）は、契約を締結した日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。